平成26年度税制改正に関する要望と平成26年度税制改正大綱（閣議決定）の結果

（公社）全日本トラック協会
平成26年1月21日

要 望 事 項	平成26年度税制改正大綱（閣議決定）の結果
「 重 点 要 望 事 項 」	
１．自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現	
（１）一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税について少なくとも旧暫定税率の廃止	・平成21年度に軽油引取税が一般財源化された際税率水準の検討を行ったが、地球温暖化対策の観点から、また国・地方が苦しい財政状況にあることから税率水準を維持することとされた経緯等を踏まえて、検討すべきとされている。以上の理由から、要望は受け入れられなかった。
（２）自動車重量税の廃止もしくは道路特定財源への位置づけ	**・自動車重量税、自動車取得税、自動車税の改正事項については、次ページ参照**
２．石油石炭税に係る「地球温暖化対策のための課税の特例」について還付措置の適用	・営業用トラックへの還付措置は認められなかったが、平成26年度経産省・環境省予算が措置されることとなった。具体的内容については下記のとおりである。 **〇経産省31億円（エコタイヤ15.9億円、EMS等15.1億円）** ・補助対象は、EMS等の車載器・運転データ分析ソフト導入経費、エコドライブ指導に係るコンサルタント委託費、エコタイヤ導入経費等。 ・補助率は2分の1。 ・EMS・エコタイヤ等の燃費改善効果を実証し、総合的な評価制度を構築する。 **〇環境省29.7億円（環境対応車）** ・補助対象は、環境対応車両（※）。 ・補助額は大型車：100万円、中型車：70万円、小型車：40万円。 **→合計60．7億円の予算措置**
３．中小企業投資促進税制の拡充・延長	・3年間（平成29年3月31日まで）の延長と拡充が実施された。 ・拡充内容について、具体的には生産性向上設備（一定の期間内に発売され、かつ旧モデルと比べて年平均1％以上生産性が向上する設備（機械・装置・サーバー・試験・測定機器・設備の稼働状況等の情報収集・分析・指示機能を持つソフトウェア等））を導入した場合、下記の上乗せ減税が措置される。なお、貨物自動車は上乗せの対象外である。 ・特別償却・・・（現行）30％→（上乗せ後）即時償却が可能になる。 ・税額控除・・・（現行）7％（資本金3,000万円以下のみ） →（上乗せ後）10％（資本金3,000万円以下） 7％（資本金3,000万円超の中小企業も対象に追加）
４．トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設について、固定資産税の非課税措置の適用	・固定資産税の減免等については、受け入れられなかった。

※環境対応車両：「2015年度燃費基準達成車」かつ「ポスト新長期規制適合かつNox・PM＋10％以上低減車」、または「2015年度燃費基準＋5％以上達成車」かつ「ポスト新長期規制適合車」

営業用トラックに関する平成26年度税制改正による車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税）

自動車重量税

Ⅰ エコカー減税の拡充（平成26年4月～平成27年4月）

対象車	新規検査（購入時）	継続検査（初回車検）
電気自動車　等	免税	▲50%
H27年度燃費基準＋20%達成		
H27年度燃費基準＋10%達成	▲75%	
H27年度燃費基準達成	▲50%	

⇒

継続検査（初回車検）
免税

【車両総重量2．5トン以下のトラック・バスの例】

Ⅱ 道路特定財源への位置付けについて

平成26年度与党税制改正大綱において、「自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる」旨、明記された。

自動車取得税

Ⅰ 税率の引下げ（平成26年4月～）

車種区分	税率
自家用自動車	5%
営業用自動車・軽自動車	3%

⇒

税率
3%
2%

⇒ 消費税10%時点で廃止

※H22年度燃費基準を満たす自動車等に限る。

Ⅱ エコカー減税の拡充（平成26年4月～平成27年3月）

車種	現行
※1	非課税
※2	▲75%（税率0.75%）
※3	▲50%（税率1.5%）

⇒

改正後
非課税
▲80%（税率0.4%）
▲60%（税率0.8%）

※1:天然ガス自動車（H21排ガス規制NOx10%低減）
　または、3.5トン超ディーゼルにおけるH21排ガス規制NOx・PM10%以上低減かつH27燃費基準+10%達成
※2:3.5トン超ディーゼルにおけるH21排ガス規制NOx・PM10%以上低減かつH27燃費基準+5%達成
　または、H21排ガス規制適合かつH27燃費基準+10%達成
※3:3.5トン超ディーゼルにおけるH21排ガス規制NOx・PM10%以上低減かつH27燃費基準達成
　または、H21排ガス規制適合かつH27燃費基準+5%達成
（いずれもトラック関連のみ）

自動車税

Ⅰ グリーン化特例の延長・拡充（平成26年4月～平成28年3月）

対象車	内容
電気自動車　等	概ね▲50%
H27年度燃費基準+20%達成	
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	概ね▲25%

⇒

対象車	内容
電気自動車　等	概ね▲75%
H27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準達成）	
H27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準未達成）	概ね▲50%
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	廃止

Ⅱ 営業用トラックに対する税制上の配慮

① 総務省が提言した「営自格差の見直し」による営業用トラックへの新たな増税案については、これを阻止することができた。

② 新規新車登録から11年経過したディーゼル車等に対する重課について、乗用車への重課割合は引き上げられたが、トラックは現行（概ね10%）のまま据え置かれた。

平成26年度予算に関する要望と平成25年度補正予算・平成26年度予算（案）の結果

（公社）全日本トラック協会
平成26年1月21日

要 望 事 項	平成25年度補正予算・平成26年度予算（案）
「 重 点 要 望 事 項 」	
１．燃料価格高騰に対する補助制度の創設	・平成25年度補正予算において、保有車両30両以下の事業者を対象に環境対応車の導入に対する補助、エコタイヤの導入に対する補助が盛り込まれた。具体的内容は下記のとおりである。 **○環境対応車の導入補助（25億円）** ・平成27年燃費基準達成車両（平成22年基準から約7％向上）を対象。 ・補助額は1台あたり、大型100万円、中型70万円、小型40万円。 **○エコタイヤの導入補助（25．2億円）** ・転がり抵抗値を約30％以上低減しているタイヤを対象。 ・大型車（幹線輸送）を対象。 ・補助額は1台あたり9万円。 **→合計50．2億円の補正予算措置**
２．高速道路料金について終日半額化及び大口多頻度割引の拡充による７０％割引の実現	・年間約4,000億円の割引財源が平成25年度末で切れ、NEXCO3社が新たな料金割引（案）を示しており、『大口多頻度割引』については最大30％→40％に継続・拡充された。 **・平成25年度補正予算において、620億円が計上**され、そのうちの500億円により『大口多頻度割引』の最大割引率が40％から50％に拡充される（平成27年3月まで）。 ・今後の新たな料金案は、パブコメ等を経て国土交通省が許可する予定である。
３．北海道～本州間のフェリー等利用に対する補助・助成の創設	・補助・助成の創設要望は受け入れられなかった。
４．省エネ・環境問題に対処するための補助・助成の創設	・国交省として、地球温暖化対策、大気汚染対策、燃料多様化などのエネルギーセキュリティ対策を推進する観点から、下記の予算措置が講じられた。 ・環境対応車（※）普及促進対策事業（5．3億円） ・事故防止対策支援推進事業（10．1億円）、等 ・環境省として、エネルギー対策特別会計予算を活用し、下記の予算が措置された。 ・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金 －中距離貨物輸送分野の低炭素化に係る課題解決型モデル構築事業 －地域内輸送における共同輸配送促進事業

※環境対応車：CNG車、ハイブリッド車、（CNG車への改造も含む）

平成26年度税制改正に関する要望と平成26年度税制改正大綱（閣議決定）の結果

（公社）全日本トラック協会
平成26年1月21日

要 望 事 項	平成26年度税制改正大綱（閣議決定）の結果
「 一 般 要 望 事 項 」	
１．ディーゼル車排ガス対策優遇措置	
軽油混合のＢＤＦ（バイオディーゼル燃料）の非課税措置	・要望は受け入れられなかった。
２．その他の自動車関係諸税の軽減	
（１）ガソリン税と消費税のタックスオンタックスの解消	・要望は受け入れられなかった。
（２）被けん引車の自動車税の軽減	・要望は受け入れられなかった。
３．事業基盤強化税制	
税制上おける中小企業の範囲を資本金３億円まで拡大	・要望は受け入れられなかった。
４．優遇措置の延長	
中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の延長	・要望が受け入れられ、取得価額30万円未満の減価償却資産（限度額300万円）の全額即時損金算入を認める特例について、平成26年3月31日とされていた適用期限が2年延長された。